

平成 29 年 12 月 13 日

中央教育審議会教育振興基本計画部会への意見

日本私立短期大学協会
副会長 滝川 嘉彦

- 一 日本の「高等教育機関」とは、どのような条件を備える学校のことであるかを整理していただきたい。具体的には、国際通用性に鑑み、①研究、②学位、③認証評価、④教育・財務情報の公表、⑤教養教育、⑥専門教育の有無を明らかにしていただきたい。
- 二 今後の在り方として、日本の高等教育に「国際通用性」を持たせることを標榜していただきたい。
- 三 高等教育のグローバル化、外国人学生の増加、さらに日本人学生や卒業生の海外での活躍を推進するために、学校名や学位など、高等教育に関する英語表記と意味を整理し監督していただきたい。
- 四 「学位」の意味、機能、役割を明らかにしていただきたい。具体的には、国際通用性に鑑み、上位の高等教育に進学する場合の学位の有無を明らかにしていただきたい。
- 五 中等教育を阻害し、優れた高等教育機関への進学を阻害する可能性のある早期の学生募集を全学校種に対して禁止していただきたい。
- 六 監督の場所が異なる学校間の懸案は文部科学省が解決していただきたい。

(資料)

ISCED 2011 版 (UNESCO)

レベル	説明	特徴、およびサブカテゴリ
5	Short-cycle tertiary education (短期高等教育)	労働市場に直接結びつく技術的・職業的スキルを学ぶ最初の短期の第3期の教育。上位の第3期の教育へ進む道もある。※1
4	Post-secondary non-tertiary education (中等以降高等以前教育)	中等教育を基にし、第3期の教育や雇用の準備、もしくは両方の準備をするプログラム。教育内容は広く高等教育ほど複雑ではない。※2

学校教育法

学校種	条文
短期大学	第百八条 深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する。
専修学校 専門課程	第二百二十四条 職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。

学位と称号 (英語表記)

学校種	学位
大学	学士 (Bachelor)
短期大学 (2-3 年制)	短期大学士 (Associate degree)
学校種	称号
専修学校専門課程 (4 年制)	高度専門士 (Advanced diploma)
専修学校専門課程 (2-3 年制)	専門士 (Diploma)

※1 207. Programmes at ISCED level 5, or short-cycle tertiary education, are often designed to provide participants with professional knowledge, skills and competencies. Typically, they are practically-based, occupationally-specific and prepare students to enter the labour market. However, these programmes may also provide a pathway to other tertiary education programmes. Academic tertiary education programmes below the level of a Bachelor's programme or equivalent are also classified as ISCED level 5.

※2 187. Usually, programmes at this level are designed for direct labour market entry. In some education systems, there are general programmes at this level. Such programmes typically target students who have completed ISCED level 3 but who want to increase their opportunities to enter tertiary education.

(出展 : International Standard Classification of Education ISCED 2011)

大学への編入学と大学院への接続について

	大学への編入学	大学院への接続
短期大学	<p>編入学可能</p> <p>【参考】短期大学を卒業した者は、編入学しようとする大学(短期大学を除く。)の定めるところにより、当該大学の修業年限から、卒業した短期大学における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第161条第1項)</p>	<p>短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い大学評価・学位授与機構の認定を受ける、または大学に編入学する等により学士を取得すれば、入学資格が認められる。</p> <p>【参考】独立行政法人大学評価・学位授与機構は、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、短期大学又は高等専門学校に置かれる専攻科における一定の学修を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者に対し、学士の学位を授与するものとする。(学校教育法第104条第4項)</p>
高等専門学校	<p>編入学可能</p> <p>【参考】高等専門学校を卒業した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、二年以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第178条)</p>	
専修学校 (専門課程)	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了すれば編入学可能</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が2年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が1700単位時間以上又は総単位数が62単位以上)を修了した者は、編入学しようとする大学の定めるところにより、当該大学の修業年限から、修了した専修学校の専門課程における修業年限に相当する年数以下の期間を控除した期間を在学すべき期間として、当該大学に編入学することができる。(学校教育法施行規則第186条第2項)</p>	<p>一定の要件を満たす専門学校を修了する、または大学に編入学し卒業すれば、大学院入学資格が認められる。</p> <p>【参考】専修学校の専門課程(修業年限が4年以上で、全課程の修了に必要な総授業時数が3400単位時間以上又は総単位数が124単位以上)を修了した者は、大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる。(学校教育法施行規則第155条第1項第5号)</p>

中央教育審議会 教育振興基本計画部会

『第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について』に対する意見

日本私立大学協会
平成29年11月1日

教育振興基本計画は、平成20年の第1期計画策定以降、高等教育分野においては、大学教育の質的転換や学生の経済的支援等の諸施策が推進されるなど、教育基本法に基づく我が国の教育振興のための重要な総合的計画と認識する。

この度の「第3期教育振興基本計画の策定に向けたこれまでの審議経過について」（以下、審議経過）の公表にあたり、そのとりまとめに当たられた中央教育審議会教育振興基本計画部会のご努力を多とした上で、私立大学の視点から以下の諸点について意見を申し上げるものである。

1. 私立大学を基幹とした高等教育のグランドデザインの構築について(P42関連)

- 私立大学は、大学・短大進学率が18歳人口の57.3%を占めるなかであって、国や地域のリーダー層のみならず、我が国の強味である分厚い中間層に至るまで、建学の精神に立脚した多様で特色ある教育により、社会の様々なニーズに対応した人材を輩出してきた。
- これに加え、私立大学ではファッションやアニメーションなどのコンテンツ産業分野、看護や栄養などの医療・福祉分野、経営や商学などのビジネス分野など、戦前から今日までの産業構造の変化に対応して「新たな学問分野」を開拓し、高等教育の裾野も拡大してきた。
- 審議経過では「学生の学びの質を向上させるための基盤整備」として、国公私立の各機関の役割分担について検討を進めることとされている。私立大学がこれまで我が国の発展に果たしてきた役割や今後の我が国社会が一層高度化・成熟化することを鑑みれば、これに対応した、多様な価値追及を行う私立大学への期待が大きく高まることは当然であろう。
- こうした状況の下では、我が国の大学の約7割超を占めるとともに、全学生数の約7割超を占める学生の教育を担ってきた私立大学をその基幹に据える「高等教育政策の構造的な大転換（パラダイムシフト）」が求められる。
- なお、国立大学については、平成28年度を始期とする第3期中期目標で示された3つの重点支援の枠組みによって改革が進められているが、これには私立大学で対応可能なものも少なくない。財政健全化が焦眉の課題である我が国においては、「官」から「民」への流れの加速が不可欠であり、先の高等教育政策のパラダイムシフトの実現と併せて、国立大学については、国策に基づく世界トップレベルの研究や大学院大学化など国立大学でなければ困難な教育研究に特化するなど、その使命・機能・規模の在り方の検討が必須である。
- また、私立大学の公立化が増加しているが、公立大学もまた国からの支出である地方交付税によって運営されている。地方の中小規模私立大学の地域への貢献は、公立大学と比して遜色がないことから、「地方創生」にあたっては国費の多額な支出を伴う公立大学の増設ありきではなく、国および地方自治体の両者において、まずは民間の教育機関

で費用対効果の高い私立大学の活用と支援にその叡智を傾けるべきである。その際、人口減少期に見合った、より小規模での学部・学科の設置を可能とするための大学設置基準の改正を検討する必要がある。

2. 持続的な高等教育システムの構築について (P70関連)

- 現在、入学定員割れ大学に対する補助金配分の在り方や円滑な撤退等が審議されているが、定員割れはそもそも地方を中心に18歳人口そのものが毎年減少していることが主な原因であり、一概に大学の努力不足の責めに帰すべきではないと思料する。
- また、仮に定員割れが生じていたとしても、地方においては地域の発展に不可欠な貴重な高等教育機関である場合があり、こうした大学に対し、経常費補助金の減額・不交付や撤退を迫ることは、却って地域社会の衰退を招きかねない。
- 国の財政状況は厳しいが、国土の均衡ある発展を図る視点から、定員割れを抱えながらも、その地域に必要とされ、教育研究の充実や経営の強化、産学連携および地域連携等に努力する大学に対しては財政支援して行くこともまた国の重要な使命と考える。特に、現行の私学助成配分基準において一律に「収容定員未充足の場合の経常費補助金の減額、特に充足率50%以下の場合の不交付」となる基準の撤廃を強く求めたい。

3. 社会人の学び直しについて (P55関連)

- 人生100年時代を迎え、社会人を対象としたリカレント教育の重要性が指摘されているように、今後の我が国の大学においては、社会人や留学生をはじめとする高等教育へのユニバーサルアクセスへの対応が課題となっている。
- 特に、地域の産業や経済を支える社会人の再教育の場が、都市および地方を問わず必要となっている。大学においては正課教育のみならず、既に制度化されている履修証明プログラムや職業実践力育成プログラム等の活用促進が考えられるが、それらを実効あるものとするためには産業界や経済界等の協力による環境整備が不可欠である。

4. 学びのセーフティネットの構築について (P59関連)

- 単位制度の実質化に伴い、授業時間外における学修時間の確保が強く求められているが、その一方で学費や生活費等を工面するためのアルバイトや経済的困窮による中途退学を余儀なくされている学生も少なくない。
- 近頃、高等教育の無償化が政治的な課題として浮上してきたが、資源に乏しい我が国においては「人財」こそが重要な資源であり、家庭の経済状況に拘らず、望めば誰もが高等教育を受けられる社会の実現が強く望まれる。
- 経済的理由により高等教育へのアクセスを断念させないとともに、入学後の学生が安心して学修に集中できるよう、機関補助と個人補助のバランスに配慮しつつ、低所得層に位置する学生に対する経済的支援制度の充実がまず図られるべきと考える。

5. 高等教育に対する公財政支出と私立大学等経常費補助金の画期的拡充 (P68関連)

- 審議経過では、私立学校の果たしている役割に鑑み、基盤的経費等の公財政支援等の充実・強化が提言されている。この措置に大いに賛意を表したい。
- しかしながら、私立大学の基盤経費である私立大学等経常費補助金は私立大学の経常的経費の9.9%（平成27年度）まで縮小している。翻って、国立大学における経常的経費

の補助割合は56.2%（経常費用から診療経費を除く）となっており、その格差は5.6倍となっている。

- 国立大学も私立大学も我が国の社会の発展に果たす役割の重要性に相異はない。こうした国私間の不合理な格差是正に向けて、改めて我が国の高等教育に対する公財政支出の大幅な拡大と、私立大学等経常費補助金による「2分の1補助」の早期実現が図られるべきである。

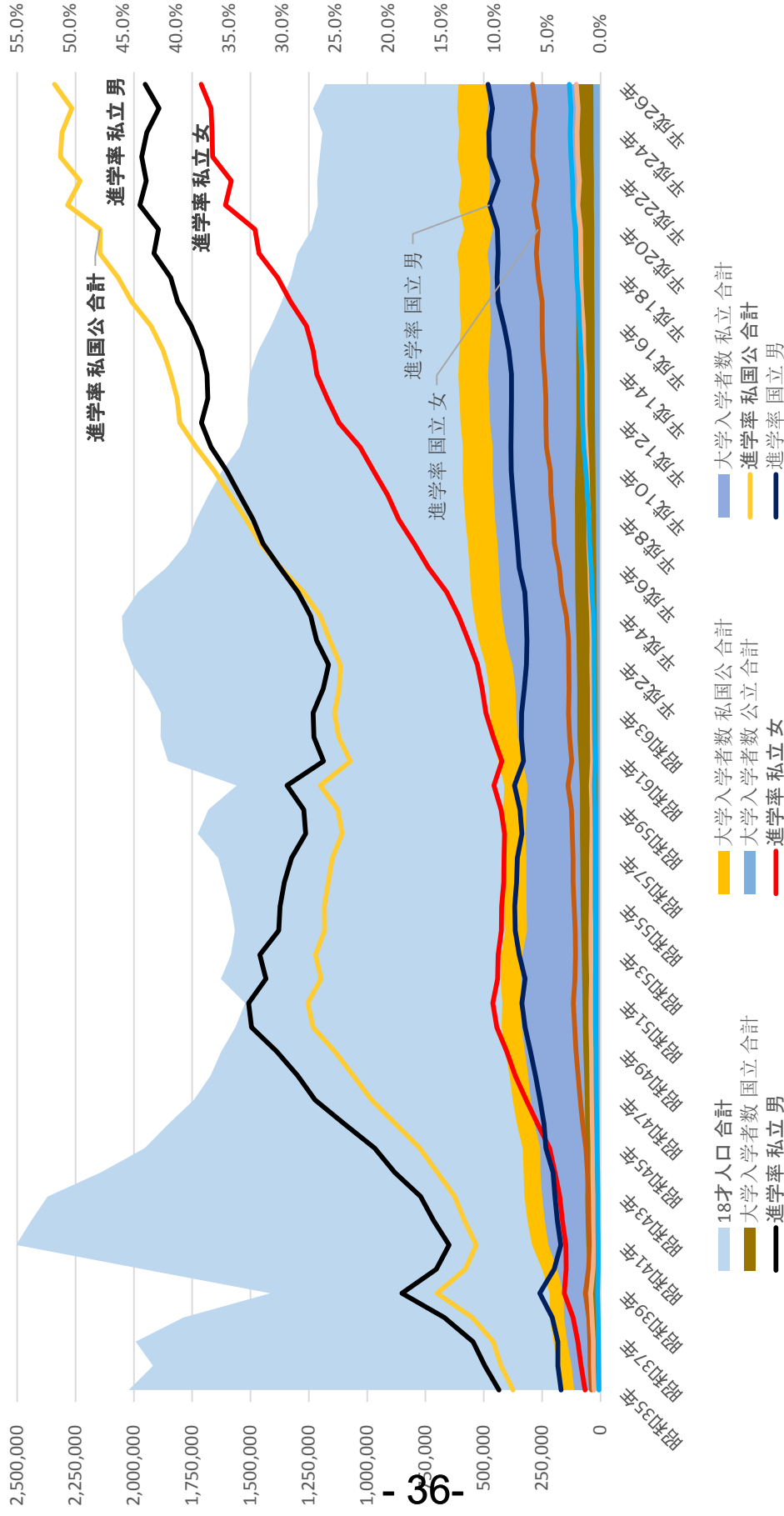
おわりに～私立大学の自主性と公共性について

この度の第3期教育振興基本計画においては、上記の他にも高等教育機関のガバナンス強化(P42)や国公私立大学の枠を超えた連携・統合(P70)をはじめ、私立大学にとって重要な課題が示されている。それらの検討にあたっては私立大学の根幹である自主性と公共性の発揚に対する十分な配慮がなされることを望む。

以 上

私立大学はどのような貢献をしてきたのか

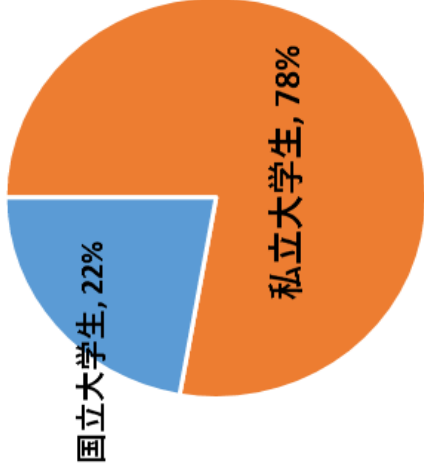
18才人口、(私国公別)大学入学数並びに進学率の推移



“分厚い中間層”を
 これまでも、そしてこれからも支える **私立大学**

私立大学と国立大学の費用は誰が負担しているのか

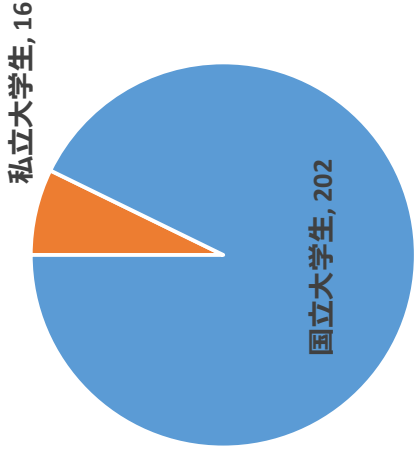
私立大学と国立大学の学生数比率



■ 私立大学生 ■ 国立大学生

学生一人当たり

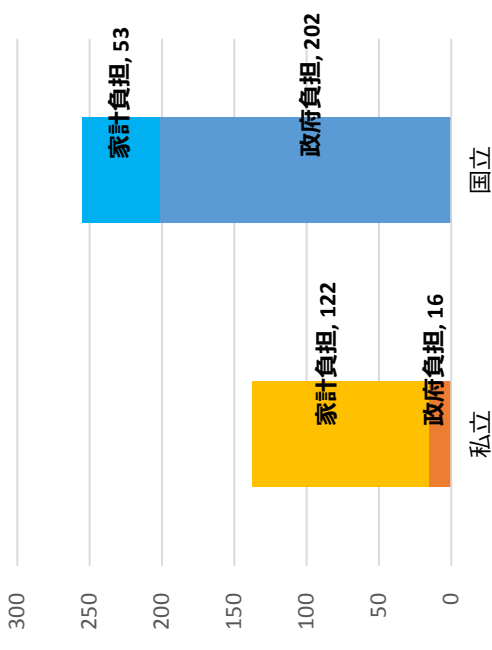
政府負担（公財政支出）【万円】



■ 私立大学生 ■ 国立大学生

学生一人当たり家計と政府の負担額

【万円】

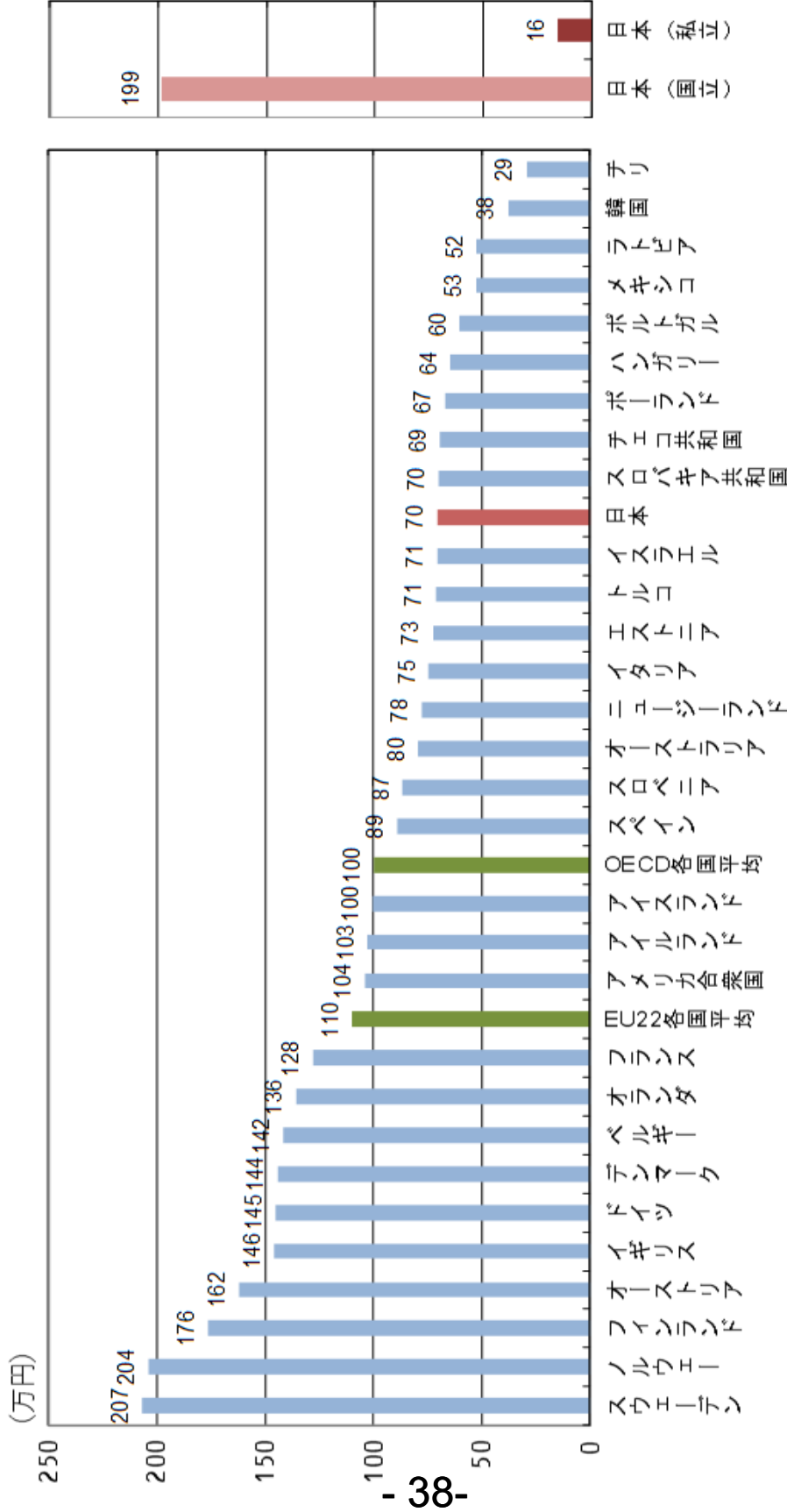


研究経費を度外視しても、国立大学の学生は、53万円を納付して255万円相当の教育を受けていることになる。私立大学生の家庭は122万円の学納金に対して138万円相当の教育しか受けていない上に、国立大生に対する公財政支出の一部を負担していることになる。国立大学の授業料を低廉に抑えているのは、国立大生全員に給付型奨学金を一律給付するのと同一の効果を有している。

最大の問題は、国立大学と私立大学との間の処遇の格差それ自体よりも、むしろ、納税者間に著しい不平等を生じさせていることにある。

経済的・社会的効果を踏まえ、諸外国では高等教育にどれくらい投資をしているのか

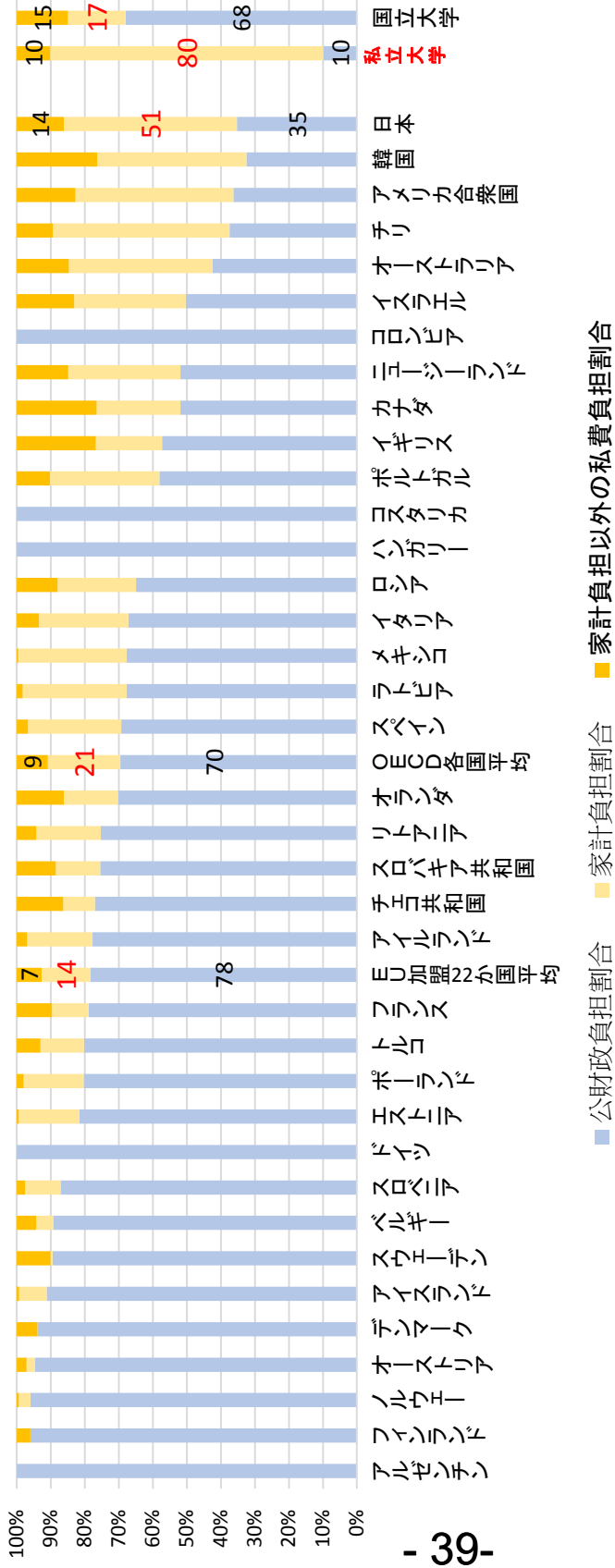
学生一人当たり公財政支出の国際比較 [高等教育機関] (2013年)



最高水準の国立大学 最低水準の私立大学 その格差 約1.3倍

高等教育費は、誰が、どれくらい、負担しているのか

教育支出の公私負担割合【高等教育段階】(2013年)



出典：OECD「図表でみる教育」OECDインディケータ(2016年版)より作成(2013年データ)
 私立大学のデータについては日本私立学校振興・共済事業団、国立大学のデータについては文部科学省による公表資料に基づき作成。

OECDにおける日本の評価

“授業料が極めて高額で、
 学生支援体制が未整備な国”
 私立大学生の家計負担は
 極めて重い

とりわけ……